

2025 年度

第 64 回中国合唱コンクール開催要項

※審査員変更有り

全日本合唱連盟中国支部

支部長 小池 芳弘

- 1 名 称 第 64 回中国合唱コンクール（以下 中国大会と称する）
- 2 主 催 全日本合唱連盟中国支部・広島県合唱連盟・朝日新聞社
- 3 共 催 広島県・広島県教育委員会・広島市・広島市教育委員会
- 4 後 援 鳥取県教育委員会・島根県教育委員会・岡山県・岡山県教育委員会・
山口県教育委員会・NHK

（以上予定）

- 5 期日等 2025 年 9 月 20 日（土）10 時 30 分開演
高等学校部門・大学職場一般部門（大学ユースの部）
2025 年 9 月 21 日（日）10 時 00 分開演
中学生部門・大学職場一般部門（室内・同声・混声合唱の部）

- 6 会 場 JMS アステールプラザ大ホール
〒730-0812 広島市中区加古町4-17（TEL：082-244-8000）

- 7 審査員 ~~大志万一明子（声楽家）~~ 清水 雅彦（合唱指揮者・声楽家） 福永 一博（合唱指揮者）
三宅 悠太（作曲家） 本山 秀毅（合唱指揮者） （五十音順・敬称略）
小池 芳弘（全日本合唱連盟中国支部長）

- 8 出演資格
全日本合唱連盟中国支部傘下の各県合唱連盟に加盟している合唱団で、各県大会の該当部門の代表として県連理事長の推薦を受けた合唱団、および前年度の全日本合唱コンクール全国大会（以下 全国大会）で金賞を受賞しシードされた合唱団（以下 シード合唱団）であること。

9 各部門の出演人数・出演合唱団資格

（1）各部門の出演合唱団の出演人数および資格は次のとおりとする。

1 中学生部門

- ① 混声合唱の部、同声合唱の部ともに出演人数 6 名以上の合唱団
- ② 同一の中学校の生徒で編成する合唱団、または次項 10 に定める合唱団
- ③ 団体名には学校名を含めなくても構わない。

2 高等学校部門

- ① A グループは出演人数 6 名以上 32 名以下、B グループは出演人数 33 名以上の合唱団
- ② 同一の高等学校の生徒で編成する合唱団、または次項 10 に定める合唱団
- ③ 団体名には学校名を含めなければならない。

3 大学職場一般部門

- ① 大学ユースの部： 出演人数が 6 名以上で、当該年の 4 月 1 日現在、出演するメンバー全員が 28 歳以下で編成する合唱団
- ② 室内合唱の部： 出演人数が 6 名以上 24 名以下で編成する合唱団
- ③ 混声合唱の部： 出演人数が 8 名以上で編成する混声合唱団
- ④ 同声合唱の部： 出演人数が 8 名以上で編成する男声合唱団もしくは女声合唱団

(2) 出演人数の変更については次のとおり扱うものとする。

- ① 県大会で申し込んだ人数は、中国大会においては変更できないものとする。全国大会では 10%（端数は四捨五入）の増員まで認められる。ただし、最大申し込み人数が 40 名未満の場合は 4 名の増員まで認められる。
- ② 指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくりが合唱パートを歌う場合は人数に含めるものとする。なお、曲ごとに指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくりと合唱メンバーが入れ替わる場合、同時に合唱パートを歌う人数は（1）の範囲内とする。
- ③ 病気その他の事由により、実出演人数が減少することは問題ないが、編成区分の最低人数に満たない場合は審査の対象外とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該団体からの申請により、支部長が判断して審査の対象とすることができる。

10 出演に係る条件および特例

(1) 出演に係る条件および特例は次のとおりとする。

- ① 同一の学校から複数の合唱団が出演することができる。その場合、出演するそれぞれの合唱団が加盟しなければならない。
- ② 中高一貫校および高等専門学校等は、中学生相当年次を中学生部門、高校生相当年次を高等学校部門として扱う。また、小中一貫校および義務教育学校は、中学生相当年次を中学生部門、小学生相当年次を小学生部門として扱う。
- ③ 中高一貫校は、高等学校部門に中学生相当年次を含めた編成で出演することができる。その場合、高等学校部門に出演した中学生相当年次の生徒は、当該年度に別の合唱団のメンバーとして中学生部門に出演することはできない。
- ④ 小中一貫校および義務教育学校は、中学生部門に小学生相当年次を含めた編成で出演することができる。
- ⑤ 一般部門等に加盟する合唱団は、中学生相当年次、もしくは中学生相当年次に小学生相当年次を加えた編成で中学生部門に出演することができる。
- ⑥ 高等学校部門においては、同一種別内では出演者の重複を認めない。種別とは混声合唱団・男声合唱団・女声合唱団を指す。

(2) 合同合唱団は、合同合唱団として加盟、もしくは合同する全ての合唱団の加盟を条件とし、常時活動し、当該会員連盟の理事長が認めたものとする。なお異なった会員連盟に加盟している場合は、合同合唱団としての加盟を条件とする。

〈中学生部門〉

下記の編成に該当する合唱団で、合同する合唱団数および1合唱団あたりの人数の制限はしない。

- ① 中学校の合唱団同士による合同合唱団
- ② 中学校の合唱団と中学生相当年次、もしくは小中一貫校および義務教育学校を含む中学生相当年次に小学生相当年次を加えた合唱団による合同合唱団
- ③ 中学生相当年次、もしくは小中一貫校および義務教育学校を含む中学生相当年次に小学生相当年次を加えた合唱団同士による合同合唱団

〈高等学校部門〉

複数の高等学校の生徒で編成する合唱団で、合同する学校数は制限しない。

なお、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。

- (3) 加盟している会員連盟や部門を問わず、同一合唱団は当該年度に複数回数出演することはできない。同一合唱団とは、構成員の大半が等しく、活動状況等も同じとみなせる合唱団をいう。

1.1 指揮者・伴奏者・独唱者

指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。ただし、高等学校部門の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めたものに限る。また、指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくりが合唱メンバーに入って歌う場合は前項9および10の出演資格、条件を満たさなければならない。

1.2 シード合唱団の出演に係る条件

シード合唱団は、全日本合唱連盟推薦合唱団として県大会および中国大会の審査を受けずに全国大会に出演できる。ただし、県大会および中国大会に審査の対象外で出演しなければならない。また、出演の際に前年度の全国大会で出演した編成区分を変更することはできない。

1.3 演奏順序

部門および編成区分の演奏順序は以下のとおりとし、各編成区分内については中国支部理事会の抽選で決定した順とする。ただし、シード合唱団の演奏順序は、当該部門の最後とする。

第1日目：高等学校部門（Aグループ、Bグループ）、大学職場一般部門（大学ユースの部）

第2日目：中学生部門（混声合唱の部、同声合唱の部）

大学職場一般部門（室内合唱の部、同声合唱の部、混声合唱の部）

1.4 演奏曲および演奏時間

- (1) 中学生部門は自由曲のみを、それ以外の部門は課題曲および自由曲を演奏して審査を受けるものとし、演奏順は課題曲・自由曲の順とする。
- (2) 課題曲は、全日本合唱連盟発行の当該年度合唱名曲シリーズを購入し、その中から1曲を選択して演奏しなければならない。
- (3) 自由曲は、曲目および曲数に制限はない。
- (4) 出演者全員により、課題曲および自由曲全曲を同じ種別（混声・男声・女声）で演奏するものとする。

- (5) 演奏時間は、自由曲の演奏開始から最終曲の演奏終了まで曲間を含めて、中学生部門は 8 分 00 秒を、高等学校部門は 6 分 30 秒を、大学職場一般部門は 8 分 30 秒を超えてはならない。超過した場合は審査の対象としない。
- (6) 伴奏楽器は自由とする。ただし、主催者の用意するピアノ 1 台以外は使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁しなければならない。
- (7) 県大会、中国大会、全国大会を通じて編成区分・演奏曲目・曲目順・伴奏楽器を変更することはできない。

1 5 審査および表彰

- (1) 審査方式は、過半数方式(新增沢方式)とする。
- (2) 全団体を各部門、編成区分ごとに審査し、それぞれに対して金・銀・銅いずれかの賞を贈る。副賞のトロフィーは中学生・高等学校部門にのみ授与する。
- (3) 全団体の中から 1 団体に一般社団法人全日本合唱連盟理事長賞を授与する。
- (4) 特別表彰を行うことがある。

1 6 全国大会推薦

- (1) 中国大会から全国大会へ推薦する団体数は「全日本合唱コンクール全国大会開催規定第 11 条」に従う。推薦は各編成区分からそれぞれ 1 団体以上を含まなければならないが、いずれか一方の編成区分に参加がない場合は、他方の編成区分から推薦団体数の上限まで推薦できるものとする。
- (2) シード合唱団は、上記出演団体数および推薦団体数のいずれにも含まれない。

1 7 規定違反の取り扱い

出演資格に違反したときは出演停止または審査対象外とする。後日発覚した場合は入賞を取り消すことがある。

1 8 出演申込

県大会終了後直ちに、申込時にログインした各県連 Web サイトで手続きすること。
締め切り 8 月 25 日(月)・・・締め切り後に申込内容を変更することはできない。
※但し島根県は締め切りを 8 月 29 日(金)とする。

1 9 審査楽譜

自由曲の楽譜は、団体名を明記し、各演奏曲に付箋を貼付して代表者会議で 6 部提出すること。
コピー譜は認めない。未出版等でやむを得ない場合は、著作権者等に必要の手続きを経たのち理由書を添付(6 部とも)して提出することができる。

2 0 参加料

出演団体は、次の参加料を 8 月 31 日(日)までに大会事務局へ納付(振込手数料は団体で負担)すること。ただし、シード合唱団は個人参加料のみ納入すること。※島根県の期限は 9 月 7 日(日)

<振込先> 銀行振込： 広島銀行 横川支店
口座番号： 3083510
加入者名： 広島県合唱連盟事務局
団体参加料： 中学生・高等学校部門 15,000 円
大学職場一般部門 20,000 円
個人参加料： 1,500 円 × 参加人数 [出演人数+その他(指揮者+伴奏者+独唱者+譜めくり)]

2.1 練習会場

希望する団体に出演前日・当日の練習会場を大会事務局が有料で用意する。希望時間、出演人数等により割り振って連絡する。1時間あたりの使用料は会場によって異なる。締め切りは8月25日（月）※島根県は8月29日（金）

2.2 入場券

- (1) 入場券は一日券とし、前売券 1,500 円、当日券 2,000 円で販売する。
- (2) 出演者は演奏日に限り、出演者用リボンで入場できる。
(演奏日以外是要購入。中高部門は付添者3名分の出演者用リボンを準備する。)
- (3) 出演団体には、各県連から一定数の入場券を預託する。代表者会議で精算すること。
- (4) 当日券の販売は、前日までの販売状況を見て判断する。

2.3 代表者会議

出演前日の代表者会議で、出演申込書(学校長等代表者の押印要)と自由曲の楽譜6部を提出する。大学ユースの部は出演者名簿も必要。大会事務局からは、出演者分のプログラム・出演者用リボン(中高部門の付添者分も)を渡す。最後にホールの下見を予定。

2.4 宿泊等

出演団体の宿泊・弁当の斡旋は、株式会社JTBで取り扱う。
(株)JTB 広島支店 (担当者：田村・水原)
〒730-0031 広島市中区紙屋町2-2-2 紙屋町ビル2階
TEL：082-542-2721 FAX：082-542-2738

2.5 その他

- (1) 天災・流行性疾病、行政措置等の不可抗力により大会に影響が予想される場合は、開催を中止することがある。この場合も参加料および入場料の返金を行わないものとする。
- (2) 大会を中止した場合の審査、表彰、および全国大会推薦に関する取り扱いは、支部長の判断により支部理事会で決定するものとする。
- (3) 出演団体は、大会事務局が示す感染症対策等に従って出演すること。代表者は、全出演者の健康状態を把握し、大会全体の開催・運営に支障のないよう責任を持つこと。

2 6 大会事務局

広島県合唱連盟（第64回中国合唱コンクール実行委員会）

事務局長 田畑 忍

〒737-0933 呉市焼山桜ヶ丘1-12-10

TEL 080-4726-3078 FAX 0823-34-3570

E-Mail poka2tabata@ybb.ne.jp

2 7 支部事務局

全日本合唱連盟中国支部

事務局長 内田 毅

〒703-8262 岡山市中区福泊168-7

TEL 090-4695-7826 FAX 086-274-2726

E-Mail jcachugoku@gmail.com